

# STOP! 転倒災害

令和6年の山口県内における転倒災害の発生状況

休業4日以上  
の労働災害のうち  
**約1/4が転倒災害**

転倒災害による  
**平均休業日数  
43日**



STOP!転倒災害プロジェクト

## 「つまずき」の原因と対策

何もないところで → 転倒や怪我をしにくい**身体づくり**のための運動プログラム等の導入 (★)

作業場・通路に  
放置された物で → **整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底

通路等の凹凸で → 敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**の確認・解消

作業場や通路以外の  
障害物（車止め等）で → 適切な**通路の設定**、敷地内駐車場の車止めの「見える化」

作業場や通路の**設備、  
什器、家具**で → 設備、什器等の角の「見える化」

作業場や  
通路の**コード**などで → 電気コード等の引き直し**ルール**の設定、労働者に**遵守**を徹底させる

## 「滑り」の原因と対策

凍結した通路等で → 従業員用通路の**除雪・融雪、融雪マット**等の設置 (★)

作業場や通路にこぼれていた  
**水、洗剤、油**等で → **水、洗剤、油等がこぼれていない状態**の維持  
(清掃中の立入禁止、乾いた状態を確認後の開放の徹底)

**ウェットエリア**  
(食品加工場等) で → 滑りにくい**履き物**の使用、隣接エリアまで**濡れないよう**処置  
**防滑床材・防滑グレーチング**等の導入、**摩耗**の場合の**再施工** (★)

雨で濡れた通路等で → 雨天時に滑りやすい**場所**の確認、**防滑**処置等

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます。



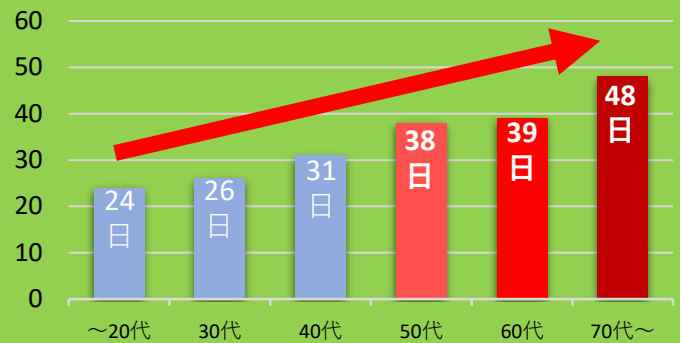
厚生労働省山口労働局

# エイジフレンドリーガイドライン

令和6年の山口県内における労働災害の発生状況

休業4日以上  
転倒災害のうち  
**約8割が50歳以上**  
の労働者

平均休業日数



## 1 安全衛生管理体制の確立

### 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化する。対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設ける。

### 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施。

## 2 職場環境の改善

### 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行う。

### 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（ソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行う。

エイジフレンドリー  
ガイドライン



## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努める。

### 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努める。

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

### 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じる。
- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努める。

### 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努める。

## 5 安全衛生教育

### 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努める。（再雇用や再就職等で経験のない業種や、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行う。）



## エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助。

詳細

